

令和4年7月20日
北陸電力健康保険組合

組 合 報

公告第809号

当組合同規約、理事、理事長及び監事選挙執行規程の改正について

表題の件、下記のとおり本年6月16日開催の組合会で決議のうえ、組合会役員の立候補制導入に係る規約の改定について東海北陸厚生局に申請し認可されましたので、公告いたします。

記

1. 改正内容

(1)組合同規約

①理事、理事長及び監事選挙の立候補制導入 ※東海北陸厚生局認可(令和4年7月5日)

第28条(理事、理事長及び監事選挙)第1項に以下の一文を追加

「但し、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りではない。」

②その他、軽微な文言修正 ※東海北陸厚生局に届出(令和4年6月22日)

下記条項について健康保険組合連合会提示の文例に基づき改正。

第11条(当選人)第1項、第23条(会議録の作成)第1項、第28条(理事、理事長及び監事選挙)第1項、第48条(準備金の保有方法)、第56条(訪問看護療養費付加金)第2項、第57条(家族訪問看護療養費付加金)第2項、第58条(合算高額療養費付加金)第1項、第59条(家族療養費付加金)第2項、第61条(施設の利用等)第2項。

(2)理事、理事長及び監事選挙執行規程 ※上記(1)①に伴う改正

(ア)第2条(選挙日)に以下の一文を追加

「この場合においては、理事長は、選挙の期日を定めなければならない。」

(イ)第5条として(立候補の届出等)を追加

理事及び監事の立候補者となろうとする者は、選挙日に選挙執行規程第1号様式に準じて作成した立候補届出書により、選挙長に届出なければならない。

2 第2条ただし書きの特別の事情がある場合には、理事及び監事の候補者となろうとする者は、選挙期日を定めた日から、選挙の期日前2日までに、前項の届出を選挙長に届出なければならない。

3 前2項の届出を受理した選挙長は、届出書の余白に受理の年月日を記載し、その旨公告しなければならない。

4 理事候補者が、選挙すべき理事の定数を超える場合または選挙すべき理事の定数に満たない場合は、投票を行わなければならない。

(ウ)第7条(投票)に以下の一文を追加 ※現行第6条

「(理事及び監事の候補者が選挙すべき定数を超える場合は候補者、理事及び監事候補者が選挙すべき定数に満たない場合は候補者以外の者)」

(エ)第10条(投票の効力の決定)を以下のとおり変更 ※現行第9条

投票の効力は、選挙立会人の意見を聞き、選挙長が決定しなければならない。その決定にあたっては、第11条の規定に反しないかぎりにおいてその投票した選挙人の意思が明白であればその投票を有効とするようにしなければならない。

(オ)第13条として(無投票当選)を追加

規約第28条第1項ただし書の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

2 前項の場合において、選挙長は、理事及び監事の候補者を当選人と定めなければならない。

(カ)第20条(理事長選挙)第2項・第3項を以下のとおり変更 ※現行第18条

2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事(理事長候補者を除く)の中から理事が選挙する。

3 第3条から前条までの規定は第4条第1項および第2項、第17条ならびに第18条の規定を除き、理事長の選挙の場合にこれを準用する。

2. 施行日 令和4年8月1日

以上

北陸電力健康保険組合
理事長 魚屋 敦司